

三重県環境影響評価委員会小委員会

一（仮称）三重県（南伊勢町）太陽光発電所新築工事用地造成事業に係る

簡易的環境影響評価書一

調査審議概要

平成30年9月18日（火）13時30分～

三重県伊勢庁舎 4階 404会議室

委員：幹事からの意見への回答 P11 で、サシバやニホンジカに対し、予測評価を検討するということですが、今後、どのように検討結果をお示しいただけますか。

事業者：現時点では、内容について検討中で、このような回答をさせていただいていますが、この回答をいつできるかは、答えられませんが、可能性として、ある程度まとまった時点でお示しできる時点があれば、次の委員会等があれば、途中であっても、こういう形でお示しさせていただけたらと考えております。

委員：小委員会は1回だけです。

事業者：それでは、措置報告書で、修正を盛り込む形での修正をさせていただくことを考えております。

委員：すると、小委員会後の報告はいつになるのですか。

事業者：本日、小委員会でいろいろな意見をいただいたものが知事意見となると思いますが、知事意見に対して事業者の見解を出す形で、措置報告書を出すと思われますので、措置報告書提出時点で、そういったことを盛り込ませていただくという形になると思いますし、その前に担当部局の地球温暖化対策課との協議を含めての提出の形を取らせていただこうと思いますので、その段階でも県の担当部局との協議をさせていただき、幹事の意見を反映させた形で、相談させていただきながらの修正、追加事項の盛り込みという形になると思います。

委員：サシバの評価書の行動域を見ると、まさに事業区域の周辺にあります。工事の時期は、まだ決定していないのですか。

事業者：決定はしていません。特に、今回の影響評価の手続き後に各許認可申請、届出を含めて対応しますので、その終わり次第ですので、必ずしもここは決まっていません。

委員：猛禽類が営巣する時期の前に始まれば、問題ないわけではありませんが、周辺地域に逃げていきます。工期が遅れ、営巣してから工期が始まるということになると、大きな影響を与えることになると思います。そういった場合どう対処するかです。もちろん事業区域内に営巣環境がある場合も問題で、周辺で営巣した場合は、振動や騒音で、営巣及び育児を放棄する可能性があると思いますが、その対策はどう考えていますか。

事業者：ひとつの考え方としては、営巣期間に入る前に工事を始めてしまえばよいという部分はありますが、この件に関しては、あくまでも我々の希望という意味では、年明けくらいに関係法令の手続きを一通り終えたうえで工事に着手したいと考えております。そういった意味では、1月、2月くらいから工事開始ということになるので、ご指摘にかなうような形になると思います。

一方で、手続き上のことですので、必ずということは申し上げられませんので、仮に4月、5月、6月あたりの一般的な営巣期間に入ったタイミングに関しては、現段階でそういった発

見された場所を避けて工事をしたり、準備工的な直接的に大きな振動を伴わない工事を先に実施し、比較的大規模な工事のスケジュールを後に回せないか、工事会社と検討したいと思いますが、意見をふまえて仮に営業期間にまさに直接的に重なるような工期になってしまった場合の配慮は、別途確認のうえ検討したいと考えております。

委員：周辺の湿地は、水田の放棄地という感じでしたが、現地を確認したところ、意外と生物相がそれほど多様ではないように感じました。放棄されてそれほど時間が経っていないという感じがします。それでも、昆虫などの希少種がいるということですので、工事の際には、調整池で調整するとか、濁流、濁水などを防ぐような努力をする、また最近、豪雨が降りますので、その影響で下流の湿地帯が全部流されてしまう可能性があるというところも、昨今の状況からは問わなければいけないと思いますので、そのあたりの配慮、特に周辺地域の昆虫を含めた希少種、水生生物がいる環境を守らなければいけないというところは、ぜひ配慮していただきたいと思います。

委員：簡易評価書の「事業の特性」の「事業目的」を拝見すると、三重県新エネルギービジョンへの貢献といった面から、特性、目的を述べられていますが、県の他の行政計画との関連から言うと、エネルギービジョンの上位計画である三重県環境基本計画との連携が大事になってくると思うのですが、エネルギービジョンへの貢献ということを謳うのであれば、基本的に環境基本計画がねらいとするところとも合致していないといけません。この環境基本計画の大きな基本目標のひとつは、生物多様性の保全ですとか、森林の広域的機能を損なわないようにしましょう、維持しましょうということです。その点に関してはどのように思われていますか。つまり現に多様な動植物が住んでいるであろう森林を伐採して事業をするということに関しての事業者の考え方を聞かせていただきたいです。

事業者：必ずしも再生可能エネルギーの利用というひとつの側面だけの事業計画ではございませんので、多様性の維持、確保というところも配慮して事業を進めていきたいと考えている所存ですが、特に今回簡易評価書に記載している計画案に関しては、ご指摘の意味と合致するかわかりませんが、その手続きがせつかくありますので、その中でいただく意見、我々の発電事業者及び工事事業者等とは直接連携できますので、災害対策ですとか防災対策とかいうことには十分配慮して事業を進められるのかなと思いますけども、環境保全の専門家までも社内や委託先に完全に配置するというのは、事業特性上といえますか、経済性を追求しなければいけない商業会社として困難ですので、こういった場を通していただいた意見をもって、今の計画が必ずしも正だと言い張るつもりも全くありませんので、今後柔軟に修正して、知事意見をいただいてから修正したうえでの措置報告書の中で、よりよいものにつくっていきたくて考えております。

特に、一番、木を伐採しないことが、もちろんゼロということは当然難しいですけれども、限りなくそれを減らしていきたいという思いは、我々もありますし、地区のみなさんは少なからず意見には直接あがっておりませんが、木の伐採をなるべく減らしたほうがいいんじゃないかという、おそらく考え方の中で、この雑地を使ってくれたほうが、より森林の伐採を減らせるのではないかという形で、個人が持たれている用地を少し使ってもいいよというようなご意見を、区長を通して、それとなく言っていただける方も中にはいらっしゃると思いますので、

やはり地域の方もそういった森林の保全ですとか、生物多様性の保全というのは一定程度気にされていると思っていますので、そういったご意見の中で、ここを使っていいよというような用地が、より伐採を減らせる、もしくはより生物多様性の保全に資するような場所であれば喜んでお借りさせていただくとか。

何を申し上げたいかといいますと、我々も今の計画を強行的にするつもりはありませんので、こういったご意見とか住民のご意見とかをふまえて、柔軟な変更、修正を対応していきたいと考えております。

委員：そういったスタンスということは、わかりました。それならば、この生物多様性の評価、生態系への評価ということが大事なところだと思います。幹事意見でも同じような意見がありました。例えば、P6-181、生態系の評価で、上位性、典型性として、個別の種をあげ、その種への影響がどうかを評価しておられますが、幹事意見でもあるように、上位種であれば、上位種がこういう影響を受けることで、下位の種がどのような影響を受けるのか、それに伴って、生態系としてどのような影響を被るのか、ここは生態系がどうなるのかというところを評価するところですので、そういった視点がないといけないと思います。典型性のほうも同様です。

幹事意見と同様ですが、「ニホンジカが周辺に逃避する」とありますが、工事することでどう変わるのかということの評価するのが、ここの意味するところだと思いますので、きちんとやっていただきたいと思います。

さらに、面的な改変を伴うケースでは、典型性注目種は、ここに典型的にある動物というより、ここに存在量として多い、改変も最も多く受ける、植物群落であるべきだと思います。両方あってもいい、動物もあっていいと思いますが、植物群落が適切ではないかと思います。

植物群落はここで生きているすべての動物の基本、ベースになる場所だと思いますので、その群落の改変によって、ここ一帯がどのような影響を受けるのか、その影響を可能な限り低減するのにどうしたらいいのか、という書き方をすべきだと思います。それは、近隣で別のアセスが行われるときには貴重な資料になるのではないかと思いますので、そういった形でやっていただきたいと思います。

P6-155 植物、陸生植物及びそれらの生育環境への影響というところですが、ここでは、潜在自然植生でなければ自然度がさして高くないから、という書き方をされていますが、その見方は基本的に間違いだと思います。

確かに潜在自然植生が一番自然度が高いとみなすのは別にいいと思いますが、基本的にある程度手が入った後、例えばシイ・カシ二次林は、遷移段階から、このまま放っておけば、潜在自然植生に近い形になっていくと思います。実際に、ここでの潜在自然植生はミミズバイースダジイ群集になっていると思いますが、シイ・カシ二次林はスダジイと構成要素としてはかけ離れたものではなく、時間が経てば、基本的にシイ林になっていくと思います。

現地調査で確認したところ、ミミズバイなども普通にありましたし、ミミズバイ - スダジイ群集であると評価できるような群落に移行していくと思いますので、シイ・カシ二次林はさほど重要でないというスタンスは良くないと思います。

植樹され、あまり手入れもされず、細いまま生えているところと比べると、こういった広葉樹林や、落葉広葉樹林となっている場所は、生態系としてみたときには、単に植物の群落ではなく、そこに住んでいる昆虫や動物を考えた時に貴重な生息空間でもありますし、植物と動物

の相互作用といったものが成立する場所ですから、こういったことが大事かと。

さきほど回答があったように、なるべく森林の部分を残したい、という考えを持っているのであれば、例えば、なるべくこういった場所を残していただくとかをしていただけたらと思います。エリア的に難しいことがあるかもしれませんが、少なくともここは自然度が高くないから、大した影響はない、というようなスタンスは間違いだと思いますので、ここの記述は直していただきたいと思います。

P4-3 動植物、生態系の評価で、動植物とか生態系への影響は、すぐに出てこず、かなり時間がたってから出てくるものがほとんどだと思いますので、施設の供用も含めて評価すべきだと思います。中長期的に評価しないと、きちんとした評価ができないと思います。

先ほどの回答で、施設の供用に関しても影響あり、という観点でやっていきますということを書べられましたが、それは、動植物とか生態系への影響について、基本的に中長期的にモニタリングはしていく、という理解でよろしいですか。工事のときだけではなく、施設の供用時においてもモニタリングをされるという理解でよろしいでしょうか。

事業者：記載させていただいた範囲でいうと、「供用時も影響は評価する」という意味合いで書かせていただいております、特に実際モニタリングをどのような形でやるかというのを、現状、調査を約束するような形で記載したわけではありませんが、現状でどこまでできるのかという実行性のところは、やると言ってもやらないという形になってしまっても、本末転倒なので、現実的にできる範囲でできる形での事後的なモニタリングはできるのかというのは、事務局を通して協議をさせていただきたいと思います。この場で形式上約束しても意味がないと思いますので、できれば協議させていただきたいと思っております。

委員：ぜひ検討していただきたいと思います。これも貴重なデータになると思います。

委員：調整池のことが気になります。下からだと数十 m の高さのところに調整池をつくる計画だと思いますが、それはすごく怖い。ほかの事業でもいつもそう思っています。特にこの事業は 20 年されるということですが、その後どうされるか、もし何か決まっていれば教えていただけませんかでしょうか。

事業者：すべてではありませんが、20 年後なのでわからないのですが、一部の調整池に関しては、そこを水田に戻したいという方も中にはいらっしゃいます。直接的な調整池のところでは難しいですが、近くという意味で、できれば原状復旧してほしいという意見をいただいている場所もありますので、そこに関しては今の時点で確定的なことは申し上げられませんが、一部の調整池に関しては原状復旧、別に山に戻すわけではありませんが、平地のような形で池を埋めるべきなのかというところを、今協議しようと思っております。

ただ、一方で、それによってかえって調整能力が阻まれてしまつては本末転倒なので、ある程度、林地開発協議の中で、そういった原状復旧みたいなことが可能なかどうかというところを意見をすりあわせ、技術的に難しいと、高い位置だと思っておりますので、そういった意見をふまえ、地権者の方にはご納得いただくように、お話をしようと考えております。

委員：先があまりわからないまま、こんなことをしていいのでしょうか。20 年はそれほど長くないと思います。特に下流に、人は住んでいませんが、そこを利用されている方などが安心できるような、あるいは漁業されている方も、そこが崩れて濁水が大量に流れ込むことは一番避け

てほしいことなので、それについて長期的に十分に安全に配慮していただきたいと思います。

調整池にも関連して、幹事意見でもいろいろ大事なものがありますが、幹事意見 P10、水生生物のところで、「水生生物の重要な種はすべて汽水域に生息する種だから、調整池の設置により…」と回答がありますが、動物を水生生物に入れるか、あるいは、陸生動物に入れるかということは、結構恣意的なところがあります。昆虫の方で、ガムシ、スジヒラガムシやミュキシジミガムシなどが確認されています。これは水生の昆虫なので、「水生生物に影響はない」というのは分類の仕方によって違ってくるといえる気がします。また、マルタニシは水生動物のところに記載されている重要種で、汽水域のものだけではないです。

そういった大事な種が確認されていますので、特に湿地のところ、あるいはその下流の稲作をされている方の水が切れないようにとか、そういったことも大事になってきます。水が切れないように、あるいは多すぎないように。このことを人工的に調整するのはなかなか大変なことだろうと思いますが、十分配慮していただきたいと思います。

猛禽類について、サシバもそうですが、ハチクマも結構利用していると思います。サシバは最近、本当に少なくなっている鳥で、メガソーラーでちょうどいいところを狙い撃ちされているような鳥だと思います。ハチクマはもう少し高いところに住んでいると思いますが、やはり結構減っている。

こういった鳥が好んで使っている場所ですので、他の委員も言われましたが、ひとつは、ベストではないですが、繁殖放棄等は絶対避けなければいけない。猛禽の繁殖は結構早い時期で、4月からではありません。一番早い種類では、12月くらいから、ペアを作って繁殖を始めるものです。「猛禽類保護の進め方」という手引きがありますので、それに従ってやっていただければよいと思います。

他の事例で、営巣しているのがみつきり、周囲 100m、200m の範囲だけ残したから大丈夫です、という事業者もありましたが、そんなところに、鳥は絶対住みません。自分の巣の周り半径 100m だけ木が残っていて、周囲が太陽光発電所という場所には、絶対住みませんよね。

そういったことも考えていただくと、できるだけ狭く開発していただきたいということですし、代償措置というのは難しいようにもみえますが、例えば、場所によってはモウソウチクが大量に生えています。そういう別のところのモウソウチクを伐っていただいて、シイやナラの林に戻してやるとか、そういった地道なことをしていただければ、代償措置ということもできるし、企業のイメージアップにもつながるのではないかと。考えていただきたいと思います。

委員：水質のことについて、P6-89 で、水質調査は、未降雨時と降雨時で調査されており、降雨時に SS だけを分析されていますが、未降雨時のときにはかなりの項目を調査対象としています。

降雨時の項目を SS に絞ったのは、他の調査対象項目には変化がないということですか。何か、分析しなかった特段の理由というのがありますか。

事業者：図中の H の河川は平常時には上から下までつながっている形ではなく、下流の河川にいくまでに瀬切れといいますか、地下に半分以上潜っているような川になっており、平常時に流れている水を考えると、上流と下流の関連性が 1 回絶たれてしまう、という地点になると思います。

降雨時について SS だけを測ったというのは、河川の状況で、大雨が流れたときのみ、水が下

流まで表面上つながっているのですが、地下にもぐっている水が増えたうえで、それがオーバーフローして地上に流れている形になっていると思いますが、そういった状態でかなりの勢いの水が流れたときに、つながった状態で水が表面上、上流から下流まで流れたという状態が達成されますが、こういった状態は、大雨が降らないと見られないですが、そういった状態で異常なものがないかという形で、下流のノリ養殖の状態と、地元の方がおられるということでしたので、この時期はノリの種付けといたしますか、そういった時期にもあたっているそうなので、調査地点に加えたと思いますが、雨が降った時、水が出たときにSSを、一番問題となっている濁り水の状態を測らせていただいたというのがこの時期でした。

それ以外の平常時に調査している項目を調査していないというところは、やっておけばよかったなということも多少はありますが、通常時で水の影響が、上流の方では、民家の排水や、それ以外の流入がない状況でしたので、水の性状というのも大きく変わらないだろうと思っていたところもあります。

それ以外に、現地調査を行った箇所ですが、山の肌が何かの開発の途中でという形で、一部めくられているところが何点かあります。そういった土がめくれているところ、以前と違う状態のところの土壌を調査し、この土自体はここにもともとあったのであろうと想定していましたが、周りとは違う土の状況を見て、問題がないかを確認したうえで、例えば大きな雨が降った時はこういうふうな山肌からの水が流入して流れていくということも考慮して、土壌の汚染調査をもって、水のところにこういった表記をすることで、補填という形での書き方をさせていただいています。

委員の方々に評価していただくうえで、項目をすべてきれいにそろえて見ていただくほうがよかったと、反省する部分もありますが、そういったことも含め、現場で気になるところの確認としては土壌汚染調査でそういった問題がないということと、状況をみて降雨時に多量の水が出たときに、どのくらいのSSが出るのか、という確認のために、このSSを調査させていただいたというものです。

表面上の川がつながって、水が全体的に流れるには、かなりの降雨が必要で、1時間あたり20mmくらいの降雨がないと、水が下までつながらないという状況なので、降雨時の水が何回も採取できるかという、必ずしもなかなかそうではないというところではあります。

委員： P6-91の工事中の影響の予測に関して、特にSSに関して影響がない、となっていますが、どの程度の最大の降雨量で影響がないと予測されているのですか。

事業者： 基本的には、設計の許可申請する場合の基準と、県の部局から、近年の降雨の状況のデータをもとに、それに耐えうるような貯水池をつくって、という設計になるので、それには対応する形にはなっています。それで、今後の詳細な計画に進めていきたいと考えています。

事業者： 設計担当から説明させていただきます。調整池の排水関係の基準といたしますか、三重県の林地開発許可基準では、造成面、排水、調整池といろいろありますが、余水吐きのところが100年に1回の確率の雨量に耐えうる、それに対してさらに1.2倍の余裕をもたせるというような基準になっており、それに従った設計になっております。ただそれは100年に1回の雨が降った時に余水吐きが耐えるということで、通常、そこから水が出なければいい、ということで、その雨が降った時に濁水が出ないということについてはわかりません。

そういう設計ではなく、単純に能力として100年確率の雨でもつという基準になっておりま

すので、濁水の対策としましては、調整池の上流、もしくは余水吐きの下流に沈砂池を置くということが、最近の災害の多発、またこの現場の濁水に対してのデリケートな問題を考えると必要があると思っております。

調整池の基準に加えてできれば複数の沈砂池を設けたい、沈砂池は工事の時に仮設という形で置きますが、それ以外も通常運用する常設の状態、調整池の上流、下流で仮設ではない沈砂池を設け、極力防いでいきたいという形で設計のほうを進め、この内容について林地開発の協議を行わせていただき、ご指導いただいて設計していきたいと考えています。

委員：わかりました。なぜこんなことを聞いたかという、先ほどの調査結果、降雨時の河川③のところは、降雨時 20mg/l で、環境基準値に非常に切迫しているというか、ほぼ近い値が出ています。

この時の降雨は、一般的な降雨量だったと思いますが、それでもここまで環境基準に近いところまで、SS 濃度が上がっている。もともと、未降雨時で2だったところが、10 倍に跳ね上がっている、一般的な雨量でそこまで跳ね上がるということは、比較的、今お聞きしてその程度まで大丈夫ということだったので、よろしいのかなと思いますが、河川③で、比較的簡単に環境基準を超えるような SS が出てしまうのかなと思ったので、お聞きしたのですが。

事業者：少し補足させていただきます。河川①と②は事業地の流域からくる川の地点で、未降雨時には②が枯れているので、未降雨時の②の調査結果はないという状態です。③については、P6-88 の図で、③は南側から北側へ、海へとつながっている河川で、事業地からくる河川が合流する川がメインの地点ですが、南側の河川の濁度がかなり上がった影響で③の濃度が上がっていると思われます。

降雨時において、①については、未降雨時 SS が 7mg/l に対して、降雨時は 14mg/l と、事業地の奥深くで、2 倍ほど上がっていますが、河川③に合流する手前の河川②では、少し下がって 11mg/l という形で、①と②がつながった状態ではそこまでは大きな変化はないという形でした。

③については、合流する本流のほうの河川の濁りの影響が強かったのかなという印象です。それについても、河川、降雨時の濁りがこれだけ出ているという結果にはなりますので、先ほど設計担当からも対策が述べられましたが、もちろんそういったことも付加させて対策を進めていく形で、地元からも注意してくださいと一番言われているということですので、そういうことに留意しての設計のことを地元の方にお話ししないといけないと思いますので、それは進めさせていただく形になると思います。

委員：100 年に一度の確率の雨、過去何年かの洪水をもとにされるとおっしゃいましたが、気象の分野では、温暖化に伴い豪雨が増える、というのは常識になっています。100 年に一回といっても、それは過去のデータに基づいてのもので、これは未来に関することです。したがって、過去に基づいた 100 年に 1 回というのは甘いと思います。そのあたりを意識しておられるのでしょうか。100 年に 1 回というのは、予測曲線を変えるといくらでも値が変わります。より安全に、漁業者を含めたことを考えられておられるとのことなので、もっといい設計をしないといけないと思いますが、どうお考えでしょうか。

事業者：設計に関しては専門の会社に依頼していますが、近年の状況を見ると、私も専門ではありませんが、おっしゃるとおりのような観点でより安全にみて設計すべきかと判断しておりま

す。先ほど申し上げたのは、あくまで我々としては、県の林地開発基準をひとつの参考資料、値としてやっていくしかないというところがあり、それぞれの基準をもとに我々独自に考えた設計をしてしまっているという状況ですので、可能であれば、事務局、県にも相談のうえ、できるだけ早い段階で、今の林地開発基準等に基づいたものを作成させていただいて、それを治山林道課等の管轄の課との協議を早期にしていけたらと思っています。

その中で、基準というのは、前に使われたもので、かつ過去の状況に基づいて作られた基準で、簡単に改訂もできないと思いますので、やはり林地開発基準に基づくものだけではない最近の状況とか要因というのは、専門部局と直接的な協議をさせていただくのが、よりよいと判断しておりますので、あくまで我々の中で、今限られた基準の中で考えてただつくというより、そういったご意見を早期にいただいて早いうちに変更するべきであれば変更したいと考えておりますので、ぜひそのあたりの今の基準だけで見ているのでは甘いというご指摘を踏まえたうえでの協議をしていきたいなと思っています。

委員：木を伐ると温度が上がるということを心配されてる方がおられました、木を伐った場所があつて周りに木が生えていると、そこは暖かいので、上昇気流が起きやすくなるというのは、既知のことです。周りには風がこないかもしれない。上昇気流があると水蒸気が多い季節だと雨が増えるかもしれない。そういったところも考えていただき、災害が起きないように考えていただきたい。

太陽光発電は、確かに自然エネルギーかもしれませんが、木を伐るわけですね。トレードオフみたいなものですが、木が生えて、木の下には土壌があり、生態系を構成している状況の中で、CO₂がそこに蓄えられているわけです。それが無くなる。しかしながら、一方では太陽光発電でCO₂が増えるのを抑えていると。そのトレードオフだと思いますが、ここが、木を伐ってしまったてもよりよい、太陽光発電が効率よい場所であれば仕方がないと思います。例えば砂漠で太陽光発電をするのであれば、それは木を伐るわけじゃないわけですから。

現地調査で違和感がありましたが、現地は北斜面あるいは東斜面です。太陽光発電には効率が悪いですね。この場所が本当に、太陽エネルギーが年間を通じて多い場所なのか、他の地域よりここが非常に効率よく発電できる場所であるとか、そういうような事情があるのであれば仕方がありませんが、そのあたり、なぜここなのかというのがわかりません。それはどうでしょうか。

事業者：究極の最適地という意味で、日本全国にあるすべての土地を比較検討できたわけではないので、もしかしたら、よりよい場所というのが当然あるのかもしれませんが、その可能性というのは、当然尽きないところではあります、あくまでも一つの基準として、経済性の指標にはなってしまいますが、経済産業省が示している FIT 法に基づくガイドラインといった参考資料等をふまえ、それ以上に経済性が高い場所ということは、すなわち経済性が高いということは単純に儲かる儲からないという話以上に、発電効率がいい適地だということを示す一つの指標ですので、当然だからといって生態系を無視してもいいのかという話ではないのですが、今のご意見だけに限った話で言えば、日本全国を我々が調査したわけではないのですが、経済産業省というひとつの国の組織が、ある程度国の中でひとつの基準を出しているものの、これ以上の採算性が合えば、事業地の適地であろうと超えている判断基準でもって最適ではないかもしれませんが、少なくとも適地以上の効率性がある場所だと我々としては判断している状況

です。

委員：ここは国立公園が近いです。現地調査では、周囲からは見えない場所だという説明でしたが、近年はドローン時代です。国立公園のきれいな景観を見たい人が地面からだけ見るわけはありません。空から見て、伊勢志摩国立公園がいいなと、行ってみたいなと思った人が、たくさんいるわけです。その横に違和感があるものがあると。太陽光発電自体はいいものですが、そのあたりの考え方をしっかりやっていただきたいと思いました。

委員：一点目は地面です。地面の造成の仕方ですが、評価書の P2-9 に設置例として写真があります。このようにつくるのですか。

事業者：写真自体はあくまで参考例ですので、これと全く同じではありません。P2-9 の絵はイメージで、実際については、この基礎の部分、それからパネルの角度も、この場所に応じた形になるよう計画中です。具体的な過程は地面の勾配に応じた置き方などを考えています。

委員：地面はコンクリートで覆うのですか。それとも、除草用のシートを敷くのですか。道路はどのように、アスファルト舗装にするのですか。それから、水路は U 字溝をつくって造成するのですか。また、送変電施設があります。その図面も P2-10 に載っていますが、これをどのあたりにどのようにつくるのですか。

というのは、先ほどからの大雨などに関連し、雨が降った際に、ここは砂礫層、そして沖積層で、礫と砂だけで、非常に弱く、水が染みこみやすい。すると、パネルから落ちる水で崩れ、土砂が流れます。

要望としては、雨が降ったりした時に下流に影響を及ぼさないよう、崩れたり大水で濁水が増加して水産漁業者に大きな迷惑を与えないよう、地面を全面的にコンクリート造成、アスファルト造成、送変電施設はきちんと造成をすとか、計画地周辺部はきちんと造成すとか、そういうことは考えていますか。

事業者：漁業被害については、まさにおっしゃっていただいているとおり、これに関しては、災害というところもありますし、我々自身のことだけではありませんが、そういったことを起こしてしまえば我々自身も大きな経済的損失、社会的信用失墜等ということになりますので、地元のためにもそうですし、当然、我々自身のためにも、そういった事故が起きないような造成というのは十分検討していくつもりです。

委員：お願いします。ソーラーパネルの端から滴り落ちる水で、下の砂礫層に穴があき、そこから崩れます。だから、そういった工夫も考えていただきたい。

2 点目、供用時における管理の仕方について、お聞きしたいです。具体的には、管理事務所は設けますか。現地の見回りのシステムをどのように考えていますか。または、監視システム、全体を細かく監視できる、常時監視できるシステムを構築して、遠隔地から、本社からでも 24 時間監視できるようなシステムを作っていただきたい。そのあたりはどうですか。

事業者：あくまで現状の方針ですが、メンテナンスは、基本的には月 1 回の目視での点検、確認というのは通常行いますし、24 時間の監視システムについても、委託先のモニタリング会社で監視をしていくということになります。そういったシステムは使わせていただく予定です。

委員：管理事務所は。

事業者：現場の管理事務所は今のところ検討していません。

委員：それに関連して、供用時における評価項目はほとんど「なし」ですよね。SSだけは加えてほしいと思います。砂礫層ですので、調整池から出るSSだけは、供用時の項目の中に加えてほしい。海が近く、貝の養殖、ノリの養殖がされていますので、SSがたくさん流れ込むと漁業者に影響があると思います。そういう現場の人たちへの配慮、説得力を増すために、事業者がこういう魚介類、業者への影響も考えて事業展開しますという姿勢を見せてほしいわけです。

欠席委員（事務局が代読）：簡易評価書については特に意見はありませんが、先日の台風によりソーラーパネルが飛ばされる事例が発生したようです。どの程度の風速であれば耐えうる設計であるかなどを示していただければ幸いです。また、万が一、事業を終えることになった場合に、その跡地をどのように利用するようにするのか考えをお聞かせいただけるとありがたいです。